

鹿 児 島 県 公 報

令和8年9月8日（火）第752号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示
○保安林の指定予定	（森づくり推進課取扱い） 1
○土砂災害警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い） 2
○土砂災害特別警戒区域の指定の解除	（砂防課取扱い） 2
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 2
○土砂災害特別警戒区域の指定	（砂防課取扱い） 5
公	告
○競争入札の参加者の資格に関する公告	（県立病院課取扱い） 7
○一般競争入札公告	（県民健康プラザ鹿屋医療センター取扱い） 8
監 査 委 員 公 表	
○監査結果の報告に係る措置の公表	（監査委員事務局取扱い） 10
公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い） 11
正	誤
○鹿児島県公報第731号（令和8年6月26日付け）の一部訂正	（森づくり推進課取扱い） 11

告 示

鹿児島県告示第510号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和8年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市知覧町郡字安田16324番1、16332番
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第511号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・二ツ石1、急・船之尾1、急・船之尾2、急・有山1、急・六郎石1、急・斧研1、急・柳田1、急・小園1、急・六郎1、急・宮上1、急・馬立1、急・馬立2、急・獅ノ子1、急・船戸2、急・穴ノ内1、急・宮之原1、急・宮之原2、急・平田1、急・吉野山1、急・荒平1、急・山田山1、急・仮屋下1、急・空越1、急・三角1、急・坂本2、急・茗荷田2、急・長迫1、急・鷲巢1、急・小春1、急・大又1、急・古川1、急・中鶴1、急・迫畠1、急・岩川1、急・岩川2、急・山田1、急・寺ノ上1、急・櫛田迫1、急・中手ヶ丸1、急・榎水流1、急・穴之内1、急・田島1、急・田島2、急・碓山1、急・東原1、急・立山1、急・山屋敷2、急・竹山2、急・牛糞1、急・南川1、急・南川2、急・陣之尾2、急・陣之尾3、急・陣之尾6、急・童久保2、急・童久保4、急・荻平2、急・知司2及び急・野中1
土石流	薩摩川内市	土・柳田1、土・宮上1、土・小木場1、土・水谷1、土・水谷2、土・吉野山1、土・大谷1、土・山田山1、土・倉谷2、土・岩川1、土・河原田1、土・山屋敷1、土・赤岩1、土・竹山2、土・山田山越1、土・山之口1、土・石坂1、土・石坂2、土・早稲水1、土・荻塚1及び土・疇角1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第512号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・東原1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第513号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和8年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・四牧7、急・四牧8、急・四牧9、急・四牧10、急・四牧11、急・四牧12、急・四牧13、急・四牧14、急・四牧15、急・四牧16、急・宮小平6、急・宮小平7、急・宮小平8、急・宮小平9、急・上大迫4、急・上大迫5、急・上大迫6、急・小川7、急・小川8、急・小川9、急・本川5、急・本川13、急・中麦8、急・上手7、急・上手8、急・上手9、急・上手10、急・上手11、急・上手12、急・上手13、急・上手14、急・今寺8、急・堀ノ内1、急・川底下7、急・川底下10、急・川底下11、急・川底下13、急・川底下14、急・佐目野4、急・楠元団地1、急・桜井4、急・桜井5、急・西迫2、急・西迫3、急・西迫4、急・妹背2、急・妹背3、急・向鶴1、急・椎原2、急・椎原3、急・椎原4、急・川底上5、急・川底上6、急・中麦11、急・中麦12、急・中麦13、急・中麦14、急・中麦15、急・中麦16、急・中麦17、急・宮小平10、急・草道上4、急・草道上5、急・草道上6、急・草道上7、急・草道上8、急・草道上9、急・草道上10、急・草道中2、急・草道中3、急・草道中4、急・草道中5、急・草道中6、急・川底下15、急・上代3、急・上代4、急・上代5、急・上代6、急・上代7、急・小倉6、急・川底上7、急・川底上8、急・川底上9、急・中麦7、急・中麦9、急・中麦10、急・川底中4、急・川底中5、急・川底中6、急・川底中7、急・川底下6、急・川底下8、急・川底下9、急・川底下12、急・本川6、急・本川7、急・本川8、急・本川9、急・本川10、急・本川11、急・本川12、急・打水迫1、急・大平7、急・前田2、急・古里2、急・南花立1、急・田之平1、急・永山4、急・牟田4、急・中尾田1、急・井上迫1、急・松田1、急・松田2、急・宇都14、急・島田1、急・島田2、急・有島1、急・瀉1、急・下湯原迫1、急・上湯原迫1、急・京泊1、急・京泊2、急・星原1、急・黒豆田1、急・黒豆田2、急・松原2、急・松原3、急・松原4、急・鳥巢山1、急・鳥巢穴田口1、急・柳丸1、急・柳丸2、急・柳丸3、急・柳丸4、急・沢渡1、急・潟山1、急・潟山2、急・橋元1、急・蟹崎1、急・脇田1、急・脇田2、急・本川路1、急・木場山1、急・船間島1、急・東穴田1、急・長迫2、急・鳥巢坂下1、急・大田1、急・池神1、急・西田上1、急・西田1、急・西田2、急・西田3、急・西田迫1、急・五反田1、急・大迫10、急・大迫11、急・大迫12、急・塘ノ内1、急・坊主田1、急・麦迫1、急・竹迫1、急・上前平1、急・上前平2、急・前平5、急・瀬野迫1、急・陣之迫1、急・花之峰1、急・花之峰2、急・花之峰3、急・茶木迫1、急・茶木迫2、

		急・後牟田2、急・藝ノ尾1、急・藝ノ尾2、急・花野峯1、急・前牟田1、急・諏訪山3、急・池田3、急・土器手1、急・松ヶ迫3、急・二ツ石2、急・有山1、急・六郎石1、急・斧研1、急・柳田1、急・立山6、急・小園1、急・下江1、急・六郎1、急・宮上1、急・馬立1、急・馬立2、急・獅ノ子1、急・獅ノ子2、急・船戸2、急・穴之内1、急・宮之原1、急・宮之原2、急・平田1、急・平田4、急・吉野山1、急・吉野山2、急・荒平1、急・山田山1、急・仮屋下1、急・仮屋下2、急・空越1、急・空越2、急・三角1、急・三角2、急・坂本2、急・茗稻田2、急・茗稻田3、急・長迫1、急・鷲巢1、急・小春1、急・大又1、急・古川1、急・迫畠1、急・岩川1、急・岩川2、急・岩川3、急・山田1、急・寺ノ上1、急・櫛田迫1、急・中手ヶ丸1、急・中手ヶ丸2、急・池田4、急・池田5、急・池田6、急・榎水流1、急・穴之内1、急・田島1、急・田島2、急・碓山1、急・立山1、急・山屋敷2、急・竹山2、急・牛縊1、急・南川1、急・南川2、急・陣之尾2、急・陣之尾3、急・陣之尾6、急・童久保2、急・童久保4、急・荻平2、急・知司1及び急・野中1
土石流	薩摩川内市	土・四牧10、土・四牧11、土・四牧12、土・四牧13、土・四牧14、土・四牧15、土・四牧16、土・四牧17、土・四牧18、土・四牧19、土・四牧20、土・四牧21、土・四牧22、土・宮小平11、土・宮小平12、土・宮小平13、土・上大迫4、土・上大迫5、土・上大迫6、土・上大迫7、土・上大迫8、土・上大迫9、土・小川9、土・本川12、土・本川13、土・本川14、土・本川15、土・中麦11、土・中麦12、土・上手3、土・上手4、土・下大迫9、土・草道下3、土・川底下6、土・川底下7、土・佐目野1、土・妹背1、土・本町2、土・本町3、土・小倉4、土・小倉5、土・川底上6、土・中麦13、土・中麦14、土・中麦15、土・草道上7、土・草道上8、土・草道上9、土・草道上10、土・湯ノ浦下1、土・月屋3、土・月屋4、土・月屋5、土・月屋6、土・草道中1、土・川底上7、土・川底上8、土・川底上9、土・川底上10、土・川底上11、土・川底上12、土・川底中6、土・川底中7、土・川底中8、土・川底中9、土・石田1、土・前田1、土・前田2、土・堂之平1、土・田之平1、土・清水3、土・上田1、土・川上1、土・川上2、土・田平2、土・宇都8、土・江ノ口1、土・外月屋1、土・大迫6、土・大迫7、土・西田上1、土・脇田1、土・鳥巢坂下1、土・五反田1、土・竹迫1、土・前平3、土・中島2、土・藝ノ尾1、土・愛宕山1、土・諏訪山1、土・鳥越1、土・柳田1、土・宮上1、土・小木場1、土・水谷1、土・水谷2、土・大石ヶ迫1、土・吉野山1、土・大谷1、土・童久保2、土・山田山1、土・倉谷2、土・石坂1、土・石坂2、土・石坂3、土・岩川1、土・河原田1、土・山屋敷1、土・赤岩1、土・竹山2、土・山田山越1、土・山之口1、土・早稲水1、土・荻塚1及び土・疇角1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川

港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第514号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和8年9月8日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	薩摩川内市	急・四牧7、急・四牧8、急・四牧9、急・四牧10、急・四牧11、急・四牧12、急・四牧13、急・四牧14、急・四牧15、急・四牧16、急・宮小平6、急・宮小平7、急・宮小平8、急・宮小平9、急・上大迫4、急・上大迫5、急・上大迫6、急・小川7、急・小川8、急・小川9、急・本川5、急・本川13、急・中麦8、急・上手7、急・上手8、急・上手9、急・上手10、急・上手11、急・上手12、急・上手13、急・上手14、急・今寺8、急・堀ノ内1、急・川底下7、急・川底下10、急・川底下11、急・川底下13、急・川底下14、急・佐目野4、急・楠元団地1、急・桜井4、急・桜井5、急・西迫2、急・西迫3、急・西迫4、急・妹背2、急・妹背3、急・向鶴1、急・椎原2、急・椎原3、急・椎原4、急・川底上5、急・川底上6、急・中麦11、急・中麦12、急・中麦13、急・中麦14、急・中麦15、急・中麦16、急・中麦17、急・宮小平10、急・草道上4、急・草道上5、急・草道上6、急・草道上7、急・草道上8、急・草道上9、急・草道上10、急・草道中2、急・草道中3、急・草道中4、急・草道中5、急・草道中6、急・川底下15、急・上代3、急・上代4、急・上代5、急・上代6、急・上代7、急・小倉6、急・川底上7、急・川底上8、急・川底上9、急・中麦7、急・中麦9、急・中麦10、急・川底中4、急・川底中5、急・川底中6、急・川底中7、急・川底下6、急・川底下8、急・川底下9、急・川底下12、急・本川6、急・本川7、急・本川8、急・本川9、急・本川10、急・本川11、急・本川12、急・打水迫1、急・大平7、急・前田2、急・古里2、急・南花立1、急・田之平1、急・永山4、急・牟田4、急・中尾田1、急・井上迫1、急・松田1、急・松田2、急・宇都14、急・島田1、急・島田2、急・有島1、急・瀉1、急・下湯原迫1、急・上湯原迫1、急・京泊1、急・京泊2、急・星原1、急・黒豆田1、急・黒豆田2、急・松原2、急・松原3、急・松原4、急・鳥巢山1、急・鳥巢穴田口1、急・柳丸1、急・柳丸2、急・柳丸3、急・柳丸4、急・沢渡1、急・潟山1、急・潟山2、急・橋元1、急・蟹崎1、急・脇田1、急・脇田2、急・本川路1、急・木場山1、急・船間島1、急・東穴田1、急・長迫2、急・鳥巢坂下1、急・大田1、急・池神1、急・西田上1、急・西田1、急・西田2、急・西田

		3、急・西田迫1、急・五反田1、急・大迫10、急・大迫11、急・大迫12、急・塘ノ内1、急・坊主田1、急・麦迫1、急・竹迫1、急・上前平1、急・上前平2、急・前平5、急・瀬野迫1、急・陣之迫1、急・花之峰1、急・花之峰2、急・花之峰3、急・茶木迫1、急・茶木迫2、急・後牟田2、急・藝ノ尾1、急・藝ノ尾2、急・花野峯1、急・前牟田1、急・諏訪山3、急・池田3、急・土器手1、急・松ヶ迫3、急・二ツ石2、急・有山1、急・六郎石1、急・斧研1、急・柳田1、急・立山6、急・小園1、急・下江1、急・六郎1、急・宮上1、急・馬立1、急・馬立2、急・獅ノ子1、急・獅ノ子2、急・船戸2、急・穴之内1、急・宮之原1、急・宮之原2、急・平田1、急・平田4、急・吉野山1、急・吉野山2、急・荒平1、急・山田山1、急・仮屋下1、急・仮屋下2、急・空越1、急・空越2、急・三角1、急・三角2、急・坂本2、急・茗稻田2、急・茗稻田3、急・長迫1、急・鳶巢1、急・小春1、急・大又1、急・古川1、急・迫畠1、急・岩川1、急・岩川2、急・岩川3、急・山田1、急・寺ノ上1、急・櫛田迫1、急・中手ヶ丸1、急・中手ヶ丸2、急・池田4、急・池田5、急・榎水流1、急・穴之内1、急・田島1、急・田島2、急・碓山1、急・立山1、急・山屋敷2、急・竹山2、急・牛縊1、急・南川2、急・陣之尾2、急・陣之尾3、急・陣之尾6、急・童久保2、急・童久保4、急・荻平2、急・知司1及び急・野中1
土石流	薩摩川内市	土・四牧10、土・四牧12、土・四牧13、土・四牧14、土・四牧15、土・四牧18、土・四牧19、土・四牧20、土・四牧21、土・四牧22、土・宮小平12、土・宮小平13、土・上大迫4、土・上大迫5、土・小川9、土・本川13、土・中麦11、土・中麦12、土・下大迫9、土・草道下3、土・川底下6、土・佐野目1、土・妹背1、土・本町2、土・本町3、土・小倉4、土・小倉5、土・川底上6、土・草道上7、土・草道上9、土・草道上10、土・月屋5、土・月屋6、土・草道中1、土・川底上7、土・川底上8、土・川底上9、土・川底上10、土・川底上11、土・川底上12、土・川底中6、土・川底中7、土・川底中8、土・川底中9、土・堂之平1、土・田之平1、土・川上2、土・田平2、土・江ノ口1、土・外月屋1、土・大迫6、土・西田上1、土・鳥巢坂下1、土・竹迫1、土・前平3、土・中島2、土・藝ノ尾1、土・愛宕山1、土・諏訪山1、土・鳥越1、土・柳田1、土・宮上1、土・小木場1、土・水谷1、土・水谷2、土・大石ヶ迫1、土・吉野山1、土・大谷1、土・童久保2、土・山田山1、土・倉谷2、土・石坂1、土・石坂3、土・岩川1、土・河原田1、土・赤岩1、土・竹山2、土・山田山越1及び土・疇角1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和8年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和8年9月8日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

- 1 調達をする物品等の種類
物品の購入（医療機器類）
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和8年9月8日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のア又はイに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
ア 資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者
イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
 - (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和10年9月30日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和8年9月8日

県民健康プラザ鹿屋医療センター院長 湯浅敏典

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和8年9月8日から同月18日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和8年10月19日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年10月20日午後1時30分

イ 場所 県民健康プラザ鹿屋医療センター会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
県民健康プラザ鹿屋医療センター経営課
鹿屋市札元一丁目8番8号 郵便番号 893-0013
電話番号 0994-42-5101
ファックス番号 0994-42-7250
- 13 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 14 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:
Fixed Digital Cardiovascular X-ray Fluoroscopy Diagnostic System:1Set
 - (2) DELIVERY PERIOD:
As specified in the tender explanation form
 - (3) DELIVERY PLACE:
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
 - (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 19 October 2026
 - (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Management Division
Kagoshima Prefectural Kanoya Medical Center
1-8-8 Fudamoto, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-0013 Japan
TEL 0994-42-5101
FAX 0994-42-7250

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第11号

令和8年3月27日付け監査第1034号の監査結果に基づき、令和8年8月20日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和8年9月8日

鹿児島県監査委員	松菌英昭
同	大菌 豊
同	宝来良治
同	柳 誠子

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第87号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和8年9月8日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 桃太郎電鉄定番 L T U	株式会社コナミアミューズメント	610574
ぱちんこ遊技機	P A 桃太郎電鉄定番 A S	株式会社コナミアミューズメント	610706
ぱちんこ遊技機	e ゴジラ対エヴァンゲリオン 3 G	株式会社ビスティ	6P0677
ぱちんこ遊技機	e フィーバー妖怪ウォッチ R	株式会社ジェイビー	610769

正 誤

令和8年6月26日付け鹿児島県公報第731号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
4	下から12行目	・1355番5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）	（次の図に示す部分に限る。）、1355番5